

第7回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

1 開催日時

平成16年12月7日(火) 10:00～11:40

2 場所

福岡市役所議会棟7階第1応接室

3 議題

(1) 開会

(2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

(3) 閉会

4 出席委員

信友副会長，安立委員，内田委員，大原委員，川口委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，正木委員，森田委員，脇山委員

5 傍聴者数

なし

6 議事概要

(1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

事務局より、資料に基づき説明。

(2) 意見交換

(副会長)パブリック・コメント手続に沿って寄せられたいろんな意見を事務局なりに整理しているので、これについて検討し、この検討委員会としての最終的な答申としたい。

まず、目的の部分で意見はないか。

(委員)「自治都市・福岡」について、目的の部分では「築くことを目的とします」とあるのに、定義の部分では「豊かで住みよい状態が実現した姿」と完全な過去形になっているが、いかがなものか。

(委員)本来、この検討委員会の出発点は「共働によるまちづくり推進条例」だったと思うが、現在は「市民公益活動推進条例」に一本化されて、すっきりしているので、目的の部分は3行目の「市民公益活動の活性化を相互に図ることを目的とします。」で終わり、以下は冗長でいらんのではないかと。そうしないと、市民公益活動の目的が、まちづくりの推進であるかのように読めてしまい、逆に市民公益活動推進条例の意義を狭めてしまうことになると思う。共働によるまちづくりに関する条例は、別途つくればいいのか。

(副会長)今の2点について、どのような形で最終案にしたらいかが検討をお願いしたい。

- (委員)その前に、今後の動きを教えて欲しい。いつまでに仕上げるのかということ
は、論議の中身に関わってくるので。
- (副会長)副会長として、今回は最終案をまとめるつもりでいる。パブリック・コメン
トの意見をどう取り込んで最終案をまとめるのが課題である。
- (委員)事務局として、これをどう条例案に反映させていくのか。今後のスケジュー
ルを知りたい。
- (事務局)前回の検討委員会で確認されたところであるが、今回、パブリック・コメン
ト手続で出された意見を基に、修正すべきところは修正してもらい、検討委員会
としての最終答申案をまとめたうえで、市への答申をいただきたい。その後、市
の内部で法制課等と協議のうえ条例案の形にし、今度の当初議会に上程したいと
考えている。
- (委員)承知した。
- (副会長)それでは、先ほどの件について検討をお願いしたい。
- (委員)3行目で終わるとなると、何のために市民公益活動の活性化を図るのがわ
からなくなるし、そもそも「共働」と「自治都市・福岡」という2つのキーワ
ードがなくなってしまうと、何のためにこの条例をつくるのが明確に示せないの
ではないか。
- (副会長)文章の書き方の工夫だと思う。「市民公益活動の活性化を図ることを目的と
する。もって、・・・」とすれば、これまで論議したことも含まれるのではない
か。パブリック・コメントによる意見には、なかった部分ではあるが。
- (委員)確か、他都市の条例の目的では、まちづくりの推進に限定したようなもので
はなく、市民公益活動の活性化により、よりよいまちづくりにつながるというニ
ュアンスのものだったと思う。広い形のものにしなければ、市民公益活動は、ま
ちづくりのためだけにするのかということになってしまうのでは。
- (副会長)条例が何を目的とするのかということと、それによって何をするのかとい
うことをどのように文章にするのかだと思うが。
- (委員)今の表現だと、「自治都市・福岡」を築くことを半ば強制されるということ
にもなる。他都市の条例のように、「・・・の増進を図り、もって魅力と活力のあ
る地域社会の発展に寄与することを目的とする」というような表現でもいいので
はないか。
- (副会長)ということは、『「自治都市・福岡」を築くこと』を削除するということにな
ると思うが。
- (委員)「自治都市・福岡」の定義の部分で、「より豊かで住みよい状態が実現した」
と表現しているが、これを他都市の条例のようにあえて目的の部分で表現し、「自
治都市・福岡」というオリジナリティを削除するのはいかがかと思うが。
- (副会長)確かに、「自治都市・福岡」という言葉は、福岡市の気持ちを1つにする時
には、いいキーワードになった。
- (委員)私も「自治都市・福岡」という言葉は残したい。それは、これまでの議論の
中でも、大きな言葉として扱ってきたからである。ただ、無理矢理、全市民が「自

治都市・福岡」づくりに参加させられるというような受け取り方をされるとなると心外であるが。

(委員) それでは、『市民公益活動の活性化を相互に図ることを目的とし、もって、…「自治都市・福岡」を築くことを目指します』と続けられればいいのでは。

(副会長) 確かに、そうすることで目的がハッキリする。

目的の部分は、以上にとどめ、次に、定義の部分で意見はないか。

(委員) 先ほども触れたが、「自治都市・福岡」の定義の部分に、「より豊かで住みよい状態が実現した」と過去形の表現があるが、本来はエンドレスな部分があるのではないか。「より豊かで住みよい状態を目指した」とでもした方が、目的の部分とも整合性が取れると思うが。

(副会長) 圧力を感じないように、「状態が実現した」という表現は削除した方がよさそうである。

(委員) 「共働」の定義については、修正案のとおりだと主語がなくなってしまうので、「市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が」という部分は残すべきでは。

(委員) 「共働」をこのように定義されると、マスタープランの意図がかなり縮小されてしまい、「共働」の意味がなくなってしまうので、目的の部分でも、定義の部分でも「共働」を削除した方がかえってすっきりするくらいである。このまま、「共働」を残すのであれば、主語に続いて「パートナーシップの原則に基づき」という言葉を挿入すべきでは。

(副会長) これで、文章らしくなった。異論がなければ、このように修正することとしたい。

他に意見はないか。

(委員) これまでも、「学校」の問題については意見を述べてきたし、パブリック・コメント手続の実施の際も、少なくとも「共働」に学校を含めるべきではないと意見を述べた。先ほど出た意見にも関連するが、市民にまちづくりの役割が強制されるような条例にはなってはいけないので、「共働」という文言もはずした方がいいと思うし、「学校」の役割は厳格に「市民公益活動団体」とは違うということで、この条例からははずすべきである。

(副会長) 「共働」の定義もはずすということか。

(委員) 公益活動が、共働によるまちづくりを担うというような捉え方をする文言は残すべきでないと思う。

(副会長) 検討委員会としては、「共働によるまちづくり」を強制しようという考えではないことから、「共働」があってもいいという整理である。反対意見は、記録にとどめておく。

他に意見はないか。なければ、次の基本理念の部分についてはどうか。

(委員) 修正によって、すっきりしたと思う。

(副会長) 他に意見はないか。なければ、市民公益活動団体の役割の部分についてはどうか。

- (委員)自治組織の役割の部分に、「自律経営」という言葉があるが、「経営」ではなく「運営」の方が適切のような気がする。そもそも「経営」にはどのような意味があるのか。
- (副会長)パブリック・コメントでは、この部分での意見はあったのか。
- (事務局)意見はなかった。
- (委員)「コミュニティの自律経営検討委員会」でも使ってきた言葉であり、これが引き継がれてきたのだと思う。
- (副会長)「自治都市・福岡」と同じように、あちこち使われても、違ったイメージには取られないということか。
- (事務局)コミュニティを継続的、計画的に運営していくという考え方である。
- (委員)市の施策の方向性として、コミュニティの自律経営を目指すというのは、本市独自の言い方か。
- (副会長)「新・基本計画」づくりの時に、委員から出た言葉であり、事務局が出した案では、経営だとか運営だとかという言葉が混在していたように記憶しているが。
- (委員)コミュニティの自律経営というのは、「新・基本計画」づくりの時も、それを柱としながら論議をし、答申も出したという流れもある。また、現実的に、本市の自治組織の多くは、コミュニティの自律経営ということを念頭に置きながら努力をする動きが起きているという流れにあるので、「経営」という言葉は残したい。
- (委員)自治協議会のメンバーとして関わっているが、自治協議会の基本理念として自律経営を目指すということで組織を立ち上げており、一般的に経営という言葉を使っている。
- (副会長)既になじんでいる言葉として、経営はこのまま生かしたい。
- (委員)この自治組織の役割の部分については、文章が長いような気がするので、もう少しすっきりできないものか。
- (委員)長い文章で定義したのは、現在の自治組織の状況にはものすごい格差があり、自律経営がうまくできているところがある一方で、まだまだ役員主導型から脱皮できず、行事消化型のところもあるからではないか。
- (委員)前段の「住民自らの発意による・・・活動を継続的に促進し」という部分は、後段の「市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めることにより」の部分に意味的にフォローされているので、必要ないのではないか。
- (委員)後段の「市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めること」が、自治組織の役割に入ってくることには抵抗がある。意識や意欲というのは、それぞれが活動する中で伴ってくるものであり、団体の役割とすることには問題があると思う。
- (副会長)それでは、後段の「市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めることにより」の部分は、削除するというで整理したい。
- (委員)パブリック・コメントの意見そのものが、後段の部分となっていたので、資料3、4についても、修正が必要になってくるのでは。

(副会長)確かに、整理が必要である。

他に意見はないか。なければ、事業者の役割の部分についてはどうか。

(委員)「図るよう努めるものとします」というのは、持って回ったような言い方なので、「図る」か「努める」かのどちらかでもいいのではないか。

(副会長)他の部分との整合性を考えて、最終的に確認することとしたい。

他に意見はないか。なければ、学校の役割の部分について意見はないか。

(委員)先ほども述べたが、学校には学校の役割がある。もちろん、地域にしっかり根付いた学校という点はあるが、市民公益活動などとは区別すべきでないかと思う。空き教室がたくさんあって、これを使って欲しいという学校はもちろんあるかも知れないが、あくまでもこれは学校全体としての主体性の問題であり、条例に入れるのはどうかと思う。

(委員)「本来の活動に支障のない範囲内において」と限定しているので、今の表現で問題ないと思うが。

(副会長)検討委員会としては、強圧的に学校に協力を要請するというような趣旨も意図もない訳だし、文言でもそういった趣旨は活かされているので、条例の再修正はしないこととする。

次に、市の責務の部分について、意見はないか

(委員)市民公益活動団体などが市政に参画するという観点で考えた時に、いわゆる市民参加の進め方について、今回もパブリック・コメントの手続きは取っているけれど、様々な施策の計画段階に市民の参加を広く呼びかけ、実際に市民の意見を反映させていくという点をここにハッキリと入れるべきではないか。今回はパブリック・コメントの意見が反映されての論議となっているが、これまでは、パブリック・コメントで意見を出しても、それがほとんど反映されていないという声も寄せられている。聞くのはいいいがそれが本当に反映されるのかという点をハッキリ打ち出さないと、パブリック・コメント自体が形骸化するのではないか。したがって、そういった観点から、市の責務や市の施策の部分に、市民参加に実効性を持たせるという趣旨の文言を盛り込む必要があるのではないか。

(副会長)(2)の「公正性・透明性」の部分で、そういったことを表すことができないか。

(委員)市民公益活動が活性化するというのは、そういった活動が市政の考え方によって活かされるということである。また、市民公益活動団体が、直接、市の施策に関わるというシステムがあったら、なおさら市民のためになっているんだというのが活動にも活かされるだろうし、それが意欲にもつながると思うが。

(委員)市の責務として条例で活字にするのは、このくらいの表現が限度ではないか。あとは実践の中で検討していかなければならない。本市の行政というものは、一つは市議会がきちんとあるが、地域住民の意見が市議会で反映されていく分野はどこまでなのかとか、議員に頼らずに自治会が直接行政と話し合うということが、これからの市の大きな課題なのかなと思う。交通整理をして当たらないと、混線模様になってきたのでは、自治組織もいけないし、行政も対応に困るのでは。今

後、自治組織の代表、市議会、行政が十分に調整しながら取り組んでいく必要がある。

(副会長)いろいろと経験や事実を積み上げていき、これで物足りなければ、その時に条例の修正等を検討してはどうかという意見のようだが。

(委員) (2)の部分に「市は、市民公益活動を行う者の自主性・主体性を尊重する」とあるが、これには、活動する人たちの意見を尊重するという意味も含まれていると思うので、今のままの表現でいいと思う。

(委員)市からの情報提供の問題を入れて欲しい。今回のパブリック・コメントについても、市民の活動に関わる条例の意見としては少ないと思う。したがって、市は必要な情報を積極的に提供しなければならないとか、市民公益活動団体が活動を積極的に行えるような環境整備に努めるといったことについては、ここに入れられるのではないか。

(委員)情報提供については、市の施策の部分で入っているので、市の責務としては、このままでいいと思う。パブリック・コメントの件については、別途条例なりをつくればいいのか。

(副会長)先ほど意見があったように、この件については、(2)の部分に趣旨が盛り込まれているとみなされるので、今のままでいいということではよろしいか。

(多数の委員)はい。

(副会長)それでは、市の施策の部分で意見はないか。ここも、文言だけの修正となっているが。

(委員)情報提供の部分については、市民公益活動に関する情報に限定されている。市民公益活動のために市から提供されるべき情報はたくさんあるはずだが、情報の中身をどう判断するのかという規定がない。

(副会長)「相互の交流及び連携」の部分で、読み取ることはできないか。

(委員)交流及び連携ということでは非常に狭くなるのではないか。活動団体がどういう活動をするのかを考えるうえで、市政全体の状況について、積極的な情報の提供が必要ではないかと思うが。

(委員)ここでは、あくまでも市民公益活動推進条例の中での文言であるので、このままの表現でいいのでは。委員の意見は、この条例外でも一般に幅広く取り組まなければならない問題だと思うが。

(副会長)この条例で、特記しなければならないようなものでもないので、このままの表現としたい。

他に意見はないか。

(委員)「市民公益活動団体に対して委託等するよう努めるものとします」の部分については、何を委託するのかが不明確であり、言葉足らずのような感じがするが。

(副会長)努力規定を義務規定にすればいいのだろうか。事務局としての意見はどうか。

(委員)もともとこの部分については、「参入機会を提供するよう努めるものとする」としていたが、もっと踏み込んだ形にするということで、表現を変えたかと思うが。

- (副会長) (5)の部分は「できるものとしします」となっているが、(4)の部分は「図るものとしします」となっている。(6)の部分を含めて、市の施策の部分については、努力規定なり、義務規定なりに統一すべきではないか。
- (委員) (6)の部分では「図ることができる」と認められる事業については」という言葉があり、市の判断で認めたり、認めなかったりすることになるので、「努めるものとしします」ではなく、「できるものとしします」でいいのではないか。
- (委員)「参画できるよう努めるべきものとしします」でもいいのではないか。
- (委員)これは、どういう機会を指しているのか。
- (事務局)ももとは、「行政サービスへの参入の機会の提供をするよう努めます」と表現していた。
- (副会長)「参入できるものとしします」とした方が、市の恣意的なものも消すことができて、いいかも知れない。
- 他に意見はないか。なければ、全体を通して何か意見があればお願いしたい。
- (事務局)定義の共働の部分について、先ほど「パートナーシップの原則に基づき」という言葉を挿入するようになっていたが、一般にはわかりづらく、別に定義が必要になってくるので、「対等な立場で」に置き換えてはどうか。
- (委員)その方がいいと思う。
- (副会長)なるほど、その方が良さそうである。
- (委員)定義の「自治都市・福岡」の部分については、「それにより豊かで住みよい状態の福岡市」だとすっきりこないのので、「それにより豊かで住みよい福岡市」とした方がいいのでは。
- (委員)確かに、「状態が実現した」を削除したほうが、継続性があっていいかも知れない。
- (副会長)それでは、「状態が実現した」の部分は削除することとする。
- (事務局)市の施策の(6)の部分については、「参入の機会を提供するよう努めるものとしします」でいいのか。
- (委員)市民公益活動団体に対して、何を参入させるのかがわからない。
- (事務局)以前の表現は、「市民公益活動団体に対して事業を委託するなど、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるものとしします」となっていた。
- (委員)以前の表現の方がよかったのではないか。
- (副会長)では、以前の表現に戻すこととしたい。
- 他に意見はないか。なければ、本日、再修正した部分については、もう1度確認したうえで、この検討委員会の最終答申にしたいと思う。それでは、再修正部分を事務局から読み上げて欲しい。
- (事務局) (別紙「再修正案」のとおり、再修正部分を読み上げる。)
- (副会長)これで最終確認をしたものとしてよいか。
- (多数の委員)はい。
- (事務局)修正後の文書については、改めて、会長、副会長に最終的な確認してもらいたい。

- (副会長)承知した。それをもって、本委員会の最終答申としたいがよろしいか。
- (各委員)はい。
- (委員)再修正した部分については、パブリック・コメントの意見に対する考え方も、一部修正の必要があるのではないか。
- (副会長)事務局は、本日の議論を踏まえて、パブリック・コメントの意見に対する検討委員会としての考え方についても、修正をお願いしたい。
- (委員)前回の検討委員会が終わった後にも意見を出させてもらったが、先ほど最終確認された内容について、認めがたい部分も含まれているということを表明させていただく。
- (副会長)意見は留意するし、記録にも残る。
- それでは、最終的な文書については、後日、事務局から各委員に配布するという
ことで、それ以降の流れについて、事務局から説明をお願いしたい。
- (事務局)最終的な文書については、答申としていただき、各委員にも配布する。その後、答申については、市として条例案の形にして当初議会に上程したいと考えている。
- なお、会長からの提案であるが、答申の際は、条例を「ですます調」の文体にして欲しい旨、要望を加えてはどうかとのことだったが。
- (副会長)従来、条例は「である調」で書くものであるが、この条例は市民に深く関わるものであるので、「ですます調」の文体にして欲しいということを答申に加えるということで異論はないか。
- (多数の委員)ぜひそうしたい。
- (副会長)それでは答申の際の文書に、なお書きでその旨希望しますという形で加えることとする。
- これまで、各委員の協力により、気持ちいい論議ができたと思う。以上をもって、この検討委員会としての全ての作業を終えることとする。

福岡市市民公益活動推進条例(素案)

〔再修正案〕

1 目的

市民一人ひとりの自治に係る意識，意欲を高めるとともに，より多くの市民の参加や参画を得て，市民公益活動の活性化を相互に図り，~~つ~~ることを目的とします。

もって，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市の共働によるまちづくりを推進し，「自治都市・福岡」を築くことを目的とします~~ず~~目指します。

2 定義

(1) 「市民公益活動」とは，市民が自らの責任に基づき，自主的・自発的に行う営利を目的としない活動であって，公益の増進に寄与するものをいいます。ただし，次に掲げるものを除きます。

ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対するもの

(2) 「市民公益活動団体」とは，自治組織，NPO，ボランティア団体などの，主として市民公益活動を継続的に行う団体をいいます。

(3) 「自治組織」とは，自治会，町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

(4) 「事業者」とは，営利を目的とする事業を行う，法人，その他の団体，個人をいいます。

(5) 「学校」とは，学校教育法に定める学校，専修学校，各種学校をいいます。

(6) 「共働」とは，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，対等の立場で相互の役割と責任を認め合いながら，知恵や力をあわせて，共に行動することをいいます。

(7) 「自治都市・福岡」とは，すべての市民が，自らが暮らす地域の身近な課題について，自らができることを考え，課題の解決に向けて主体的に取り組み，それにより豊かで住みよい~~状態が実現した~~福岡市の姿をいいます。

3 基本理念

市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市は，次に掲げる事項を旨として活動を行うことにより，市民公益活動の活性化を図るものとします。

(1) 必要な情報を相互に提供し合い，共有すること。

(2) それぞれの立場や役割を理解し合うこと。

(3) 市民公益活動を行う者の自主性・主体性を相互に尊重すること。

(4) それぞれの活動に相互に参加や参画し，多様な連携を図ることにより，目的・課題を共有し，その達成・解決を目指すこと。

4 市民の役割

- (1) 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するよう努めるものとします。
- (2) 市民は、市民公益活動に関する理解を深め、主体的に市民公益活動に参加・協力するよう努めるものとします。

5 市民公益活動団体の役割

- (1) 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行うよう努めるものとします。
- (2) 市民公益活動団体は、自ら行う活動について、市民の理解及び協力が広く得られるよう、その公正性・透明性の確保に努めるものとします。
- (3) 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携や共働を積極的に図るよう努めるものとします。
- (4) 上記のほか、市民公益活動団体のうち、次に掲げるものは、その特性に応じて、次のような役割を果たすよう努めるものとします。

ア 自治組織

住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、~~市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めることにより~~、自律的経営を目指すこと。

イ NPO・ボランティア団体

社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性、柔軟性を活かすこと。

6 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携・協力して、主体的にその推進を図るよう努めるものとします。

7 学校の役割

学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識や技術、教育や研究の成果などを社会に還元し、また、施設の地域開放などを進めるなどして、市民公益活動に協力するよう努めるものとします。

8 市の責務

- (1) 市は、市民公益活動の活性化のため、必要な施策を定め、これを実施する責務を有するものとします。
- (2) 市は、市民公益活動を行う者の自主性・主体性を尊重するとともに、施策の実施に当たっては、その内容及び手続きにおける公正性・透明性を確保しなければならないものとします。
- (3) 市は、(1)の施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識向上を図り、積極的にこれを推進するものとします。

9 市の施策

(1) 情報の提供等

市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の収集・提供、情報交換の機会の確保等必要な措置を講じるものとします。

(2) 学習機会の提供

市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供等必要な措置を講じるものとします。

(3) 人材の育成

市は、市民公益活動の活性化のため、専門的知識を有する人材の育成を図るものとします。

(4) 拠点機能の充実

市は、市民公益活動の活性化のため、支援の拠点になる施設の機能の充実を図るものとします。

(5) 市民公益活動に対する財政的支援

市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動に対し、助成金の交付等の財政的支援をすることができるものとします。

(6) 市民公益活動団体の特性の活用

市は、市民公益活動団体の専門性、地域性等の特性を活かすことにより、市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、市民公益活動団体に対して委託等するようするなど、行政サービスへの参入の機会を提供するよう努めるものとします。

10 附属機関の設置

市は、市民公益活動の活性化に関し必要な事項を調査審議するため、審議会を置くものとします。